

基準等チェック表（第5表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所及び市内の事務所（市内の事務所がない場合にあっては主たる事務所）において閲覧させること。</p> <p>ア 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 指定特定非営利活動法人の基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>カ 助成の実績を記載した書類</p>		○

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き 閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
ア	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも条例指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
イ	指定特定非営利活動法人の基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ウ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
エ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
オ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ・ 役員等との取引 ④ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、全事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び総額 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
カ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。

（注意事項）

- ・ 基準等チェック表（第5表）は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書）の提出時においても記載及び添付する必要があります。ただし、認定法人の場合、記載及び添付の必要はありません。
- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

基準等チェック表（第5表 初葉）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「オ」欄		<p>④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 前記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

基準等チェック表（第5表）

（次葉）

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

ア 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録に限る。）

イ 定款

【留意事項】

- ・特例を適用する場合は、「1 基準等の特例の適用の有無」により適用できることを確認してください。特例を適用する法人については、「2 インターネットの利用による公表」について記載する必要はありません。

チェック欄

1 基準等の特例の適用の有無

申出書（第1号様式）の「基準等の特例」欄で「申請する」を選んだ法人は、「有」を○で囲んでください。申請しない法人は、「無」を○で囲み、「2 インターネットの利用による公表」について記載してください。

平均総収入金額（年間800万円未満） （(⑥×12) ÷ ⑦ < 800万円）	特例申請の有無
	有 ・ 無

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
総収入金額	6,000,000円	9,000,000円	円	円	円

合計総収入金額（※⑥）	15,000,000円	① から⑤までの合計月数（※⑦）	24月
-------------	-------------	------------------	-----

年総収入金額（⑥ × 12 ÷ ⑦ < 800万円）	7,500,000円
----------------------------	------------

年800万円未満であり、基準等の特例が適用できます。

基準等の特例が適用される法人については、記載する必要はありません。

2 インターネットの利用による公表（1の特例を適用する法人を除く）

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同意	
		する	しない
1	事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録に限る。）		
2	定款		

（注意事項）

- ・更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

基準等チェック表（第5表 次葉）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「特例申請の有無」欄	該当する一方を「○」で囲みます。指定特定非営利活動法人申出書（第1号様式）の「基準等の特例」欄で「申請する」を選んだ法人（申請は任意です。）は、「有」を囲んでください。	特例の適用を申請できる規模の法人は、実績判定期間内の「総収入金額」が年平均 800 万円未満の法人です。
「判定の対象となる各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、①～⑤の各欄に記載します。	
「総収入金額」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 一般的に経常収支に含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、含まれません。 寄附金はその事業年度に受領したものに限られるため、「未収寄附金」は含まれません。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と、その他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「合計総収入金額」欄	「総収入金額」欄の①～⑤の各欄に記載した金額の合計を記載してください。	
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	基準等の特例を申請した法人は記載する必要がありません。